


別 添

新 旧 対 照 表

赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律施行上留意事項の件（昭和 23 年 2 月 27 日社乙第 10 号厚生省社会局長通知）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>一 類似する記章</p> <p>同法第一条に規定する類似する記章とは</p> <ol style="list-style-type: none">1 赤色系統の+文字は正しい+たると傾いた+印又は図案化せられたるとを問わず一切類似とみなされる。2 他の図案の一部に用いられる場合においても赤色系統の+文字は正しい+文字たるを問わず一切類似とみなされる。3 <u>地となる色については、完全な白地でなくとも、白色系統であれば類似とみなされる。</u>4 <u>赤色系統の新月又はライオン及び太陽の標章についても、上記1から3までと同様である。</u> <p><u>なお、同法第一条に規定する赤十字、赤新月及び赤のライオン及び太陽の標章は以下のとおりである。</u></p> <div data-bbox="241 895 965 1102"></div> <p>赤十字 赤新月 赤のライオン及び太陽</p> <p>二 類似する名称</p> <p>同法第一条に規定する類似する名称とは</p> <p>赤十字看護婦会、あか十字文株式会社、ジュネーブ十字商会、ジュネーバー十字出版会社等その名称等に赤十字、ジュネーブ十字なる文字又はこれと紛らわしい文字を使った名称はすべて類似とみ</p>	<p>一 類似する記章</p> <p>同法第一条に類似する記章とは</p> <ol style="list-style-type: none">1 赤字系統の+文字は正しい+たると傾いた+印又は図案化せられたるとを問わず一切類似とみなされる。2 他の図案の一部に用いられる場合においても赤色系統の+文字は正しい+文字たるを問わず一切類似とみなされる。 <p>二 類似する名称</p> <p>同法第一条に類似する名称とは</p> <p>赤十字看護婦会、あか十字文株式会社、ジュネーブ十字商会、ジュネーバー十字出版会社等その名称等に赤十字又はジュネーブ十字なる文字又はこれと紛らわしい文字を使った名称は総て類似と</p>

なされる。

また、その名称等に赤新月若しくは赤のライオン及び太陽なる文字又はこれと紛らわしい文字を使った名称についても類似とみなされる。

三 みだりに

同法第一条に規定するみだりにとは法的な根拠なくほしいままという意味で左記以外の場合をいう。

- 1 日本赤十字社
- 2 赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律（昭和二十二年法律第百五十九号）第三条により日本赤十字社の許可を受けたる場合
- 3 外国赤十字（赤新月）社及び赤十字国際機関の人員、資材等（国際的儀礼として）
- 4 武力攻撃事態における外国の医療関係者及び救護機関、衛生材料等
- 5 赤十字標章及び衛生要員等の身分証明書に関する訓令（昭和三十九年防衛庁訓令第三十二号）に従い自衛隊等が使用する場合
- 6 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第58号）第157条の規定に基づき使用する場合

みなされる。

三 みだりに

同法第一条にみだりにとは法的な根拠なくほしいままという意味で左記以外の場合をいう。

イ 同法第一条第一項の場合

- 1 明治四十五年条約第十号「ジュネーブ」条約の原則を海戦に応用する条約第五条に依る病院船
- 2 昭和十年条約第一号戦地軍隊における傷者及び病者の状態改善に関する千九百二十九年七月二十七日のジュネーブ条約第二十四条第一項に規定され且つ同条約によつて保護を規定された衛生上の部隊、営造物、人員並びに資材
- 3 日本赤十字社
- 4 赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律第三条により日本赤十字社の許可を受けたる場合
- 5 外国赤十字社の人員、資材等（国際的儀礼として）
- 6 交戦中の外国の傷病兵及び救護機関、衛生材料等

ロ 同法第一条第二項の場合

- 1 明治四十五年条約第十号ジュネーブ条約の原則を海戦に応用する条約第三条による病院船
- 2 外国の軍用又は私人の病院船

	<p><u>四 類似する標識</u></p> <p><u>同法第一条第二項に所謂定める標識とは船舶の外部を白色に塗り幅一メートル半の緑色（軍用病院船）又は赤色（私人の病院船）の横筋を施すことであるから同法第一条第二項に類似の標識とはこれに紛らわしい白又は黄等白つばい船体に赤又は緑系統の横系統の横筋を塗色することをいうのである。</u></p>
--	--